## 人間社会科学研究科(教育・心理学系プログラム)における 修士論文・課題研究報告書取扱要項

人間社会科学研究科の博士課程前期(教師教育デザイン学プログラム,教育学プログラム, 日本語教育学プログラム,心理学プログラム)では、研究科細則第20条第1項の修了要件 において、必要な研究指導を受けた上、修士論文を提出してその審査及び最終試験に合格す る必要がある。

ただし、教育学プログラムでは、研究科細則第20条第2項の修了要件において、特定の課題についての研究を行いその成果を課題研究報告書として提出することができる。従って、学生は入学後、指導教員の指導のもとに、修士論文によって学位を取得するか、課題研究報告書によって学位を取得するかを選択決定しなければならない。なお、いずれの選択においても原則として途中の変更は認めない。

専門職学位課程では、研究科細則第23条の修了要件として、特定の課題についての学修成果を課題研究報告書として提出しなければならない。

- I 修士論文を作成する場合(博士課程前期の各プログラム) 修士論文は、主任指導教員を含めた複数教員指導体制の下で、一定のテーマについて2年間にわたる研究成果を論文としてまとめたものである。
- Ⅱ 課題研究報告書を作成する場合(教育学プログラム及び教職開発プログラム)
  - 1 課題研究科目として、主任指導教員の指導のもとに当該プログラムで開設する特別研究(教職開発プログラムはアクションリサーチ・セミナー)を4期にわたって履修しなければならない。
  - 2 主任指導教員を含めた複数教員指導体制の下で、次に示す作成手順に従い課題研 究報告書をまとめる。
    - ① 標準在学年限2年を4期(セメスター)に分けて,前半3期(1・2・3セメスター)の各期に履修する課題研究科目の内容に即し,指導教員及び授業担当教員の指導の下に「ターム・ペーパー」を作成するためのテーマ設定を行う。テーマは,原則として,4期にわたって継続性のあるものとする。
    - ② 前半3期の各期に、テーマに即したターム・ペーパー(原則として、A4判用紙で10枚程度(8,000字相当、図表等を含む)を作成して、授業担当教員に提出する。
    - ③ 第4期(4セメスター)においては、3期分のターム・ペーパーを基にして総合的な考察等を加えたものをA4判用紙で少なくとも5枚程度(4,000字相当)の報告書(課題研究報告書となる)を作成し、所定の期限までに主任指導教員及び副指導教員の承認を得た上、研究科長(教育学系総括支援室(大学院課程担当))

に提出するものとする。

3 課題研究報告書の審査は、主任指導教員及び副指導教員からなる審査委員会を発 足し、課題研究報告書、各期に提出されたターム・ペーパー等により行う。

4 ターム・ペーパーとは、設定したテーマに即して、各期に履修する課題研究科目の内容、さらにはフィールド・ワーク(附属学校等での実践・検証等)を基にしたレポートをいう。4期にわたる統一テーマの中で、各期に設定したサブ・テーマに応じて作成する。具体的事例としては、以下のようなものが考えられる。

統一テーマ: 小学校における総合的学習の時間のカリキュラム開発

第1期: 小学校における総合的学習の時間の実践事例

第2期: 総合的学習の時間のカリキュラム開発

第3期: カリキュラムに基づく実践とその成果,及び課題

第4期: 各期に提出したターム・ペーパーを基にした課題研究報告書の作成

と発表(発表は、原則として授業時に行う。)

Ⅲ 研究科博士課程前期及び専門職学位課程修了認定のために行う学位審査等 (修士論文題目届(課題研究題目届))

- 1 修士論文題目届(課題研究題目届)は、所定の様式により修了年次の10月31日 (前期末修了の場合は、4月30日)までに主任指導教員及び副指導教員の承認を得 て教育学系総括支援室(大学院課程担当)に届け出るものとする。ただし、当該期日 が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定す る休日の場合は、以後最初の平日とする。
- 2 教育学系総括支援室(大学院課程担当)は、提出された修士論文題目届(課題研究 題目届)を取りまとめ、各プログラム宛送付し、各プログラムの承認を得るものとす る。

## (修士論文又は課題研究報告書の提出)

修士論文又は課題研究報告書(以下「修士論文等」という。)は、広島大学学位規 則人間社会科学研究科内規第15条に定める期限までに主任指導教員及び副指導教員 の承認を得た上、正本1通、副本1通計2通及び論文要旨1通を研究科長(教育学系 総括支援室(大学院課程担当))に提出するものとする。

(修士論文等の審査)

- 1 修士論文等審査委員会は,広島大学学位規則人間社会科学研究科内規第 17 条のと おり組織する。
- 2 修士論文等審査の評価は、論文概評を付し、合格・不合格をもって示す。
- 3 修士論文等審査は、2月20日(前期末修了の場合は、8月31日)までに終了するものとする。

(修士論文等の発表)

- 1 修士論文等の口頭発表は、2月20日(前期末修了の場合は、8月31日)までに 行うものとする。
- 2 発表の日時・場所は各プログラムまたは領域・コースで公示する。 (最終試験)
- 1 最終試験は、修士論文等提出者について行い、2月20日(前期末修了の場合は、 8月31日)までに終了するものとする。
- 2 最終試験の実施細目は、各プログラムまたは領域・コースで決定する。
- 3 最終試験の評価は、合格・不合格をもってする。

(修士論文等審査・最終試験報告書)

- 1 主査は,修士論文等審査・最終試験報告書を作成し,教育学系総括支援室(大学院課程担当)に提出するものとする。
- 2 教育学系総括支援室(大学院課程担当)は、提出された修士論文等審査・最終試験報告書及び修了要件単位修得状況をもとに、修了判定資料を作成する。作成した修了判定資料を各プログラム宛送付し、各プログラムの承認を得るものとする。

## (修士論文等の保管)

修士論文等は、審査終了後当該プログラムまたは領域・コースに保管するものとする。